

全 国 一 般 長野地方労組情報

アルピコ自動車学校分会 闘争情報（その4）

4月5日に新たに提案された「会社分割」について、4月10日の団体交渉の前段で「事前協議申入書」が提示されました。「承継法第7条に基づき申し入れる」となっていますが、団体交渉当日に申し入れをすることが事前申入れなのか疑問です。また、会社分割の方法は、新設分割で東洋観光の子会社として新設し、同時に新株を発行、その株の譲渡とセットで経営が移る。そして、労働協約なども含め包括的に承継する、とも説明されましたが、数カ月で一方的に協約破棄をする勝英です。本当に承継されるのか、疑わしい内容です。

この日の最後に4月13日に会社分割契約を締結する予定、と発表されましたが、協議が尽くされていないので締結はやめるように猛抗議をしました。

4月13日、春闘の団体交渉を行いました。有額回答はありませんでした。その中で、契約は締結されていないことを確認しました。

4月27日、第3回の春闘の団体交渉が行われました。

そこでの回答は、「賃金据え置き、一時金は暫定2ヶ月、特別慰労金一律5万」が提示されました。これまでのガマンや苦勞に比べると、あまりにも組合員を愚弄した回答に全員が怒り心頭に発し、回答を突き返しました。



2012年度No. 10

2012年5月14日

全国一般長野地方労働組合
長野市県町532-3県労働会館内
Tel 026-235-3218・Fax 026-235-3307

4月29日、ホテルブエナビスタ北側の松本駅前記念公園にて事業譲渡反対集会を行いました。協力要請が2週間前であったにもかかわらず、県本部をはじめ、松本地区近隣の自治労組合員、全国一般評議会、全国一般石川自校部会などから総勢120名に参加していただきました。集会は、共闘会議代表のあいさつから始まり、中川県議（社民党）、永田弁護士、野口松本市職労委員長、中川石川自校部会長の連帯のあいさつをいただきました。続いて経過報告と決意表明をし、デモ行進に入りました。デモ行進では「自校売却反対！」「悪徳企業を地域に入れるな！」などの声を上げ、松本市中心街を行進しました。



月が変わって5月1日、勝英と株式譲渡契約を締結したと翌日、新聞報道がされました。4月26日付で「ご連絡」として提示されましたが、5月7日の団体交渉において報道について、「まだ組合との交渉が済んでいない」と猛烈に抗議しました。



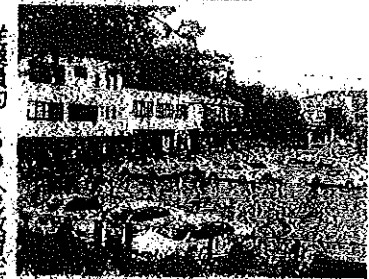
集会・デモに参加する岩野商会分会の仲間

今後も、私たちの組織を上げた闘いにご理解を賜りますとともに、絶大なるご支援、ご協力を賜りますよう、心よりここにお願ひ申し上げます。

自動車学校の売却 アルピコHDD発表

東京のグループに7月

アルピコホールディングス（HD、松本市）は1日、岐阜県中津川の3市にある計4校の自動車学校と中津川市の2校事業を東洋観光事業（長野市）から分割し、全国で自動車学校を展開するSDSグループ（東京）に7月2日付で売却すると発表した。同日HDは、SDSグループが今般設立した信州シャパンホールディングス（松本市）が、同日付で承継会社の株式をアルピコHDから買い取る。



SDSグループに売却されるアルピコ自動車学校の松本市松本市

を運営する。同日HDは、少子高齢化で自動車教習業の市場縮小が続くと判断。さらに交通小売り、観光部門に経営資源を集中するため、自動車学校の売却を決めた。

同日HDの塚田進取締役は「同グループは自動車学校を専業で運営しており、経営能力や規模のメリットなどがある。継続性や発展性の面で、売却先として適切と判断した」と説明。信州シャパンホールディングスは、運営形態などは「コメントできない」とした。

同グループへの事業の売却をめぐることは、アルピコ自動車学校の労働組合が、労働環境や教習環境が悪化すると反対している。同労働組合の久保田實文委員長は「県指定自動車教習所協会や県公安委員会に売却に反対するよう働き掛けたい」とした。

4自動車学校を譲渡

アルピコHDD SDSグループに

松本市のアルピコホールディングス（HD）市に各1校の計4校、加藤雄雄社長は1日、傘下の東洋観光事業が運営するアルピコ自動車学校4校を、全国で自動車学校を展開するSDSグループに譲渡する契約を結んだと発表した。学校を新設会社に移管させ、その全株式を同グループの「信州シャパンホールディングス」に譲渡する。予定日は7月2日。教習・検定業務や雇用は現行通り継続する。

アルピコホールディングスは法人格はなく、岡山県など10都府県の22自動車学校で構成する。【吉川修司】

事業譲渡契約を締結

アルピコ自動車学校 労組反発「雇用不安」

松本、塩尻両市と岐阜県中津川市で自動車教習所の「アルピコ自動車学校」計四校を運営するアルピコグループの東洋観光事業（松本市）は1日、教習事業を東京の企業グループに継承する株式譲渡契約を結んだと発表した。

従業員らが譲渡に反対して抗議活動を行い、自営するアルピコグループの東洋観光事業（松本市）は「労働条件切り下げの懸念もあり、認められない」と反発している。

持株会社アルピコホールディングス（HD）によると、譲渡理由は「少子化で業界の競争が激化する中、専業の企業に運営を任せるのが地域の交通安全にも資すると考え」と説明。六月末の株主総会で新会社設立が承認されれば、経営権が移ることになる。【安藤孝憲】

全株式をSDSグループの持株会社に譲渡する。売却額は明らかにしていない。

アルピコHDは譲渡理由を「少子化で業界の競争が激化する中、専業の企業に運営を任せるのが地域の交通安全にも資すると考え」と説明。六月末の株主総会で新会社設立が承認されれば、経営権が移ることになる。【安藤孝憲】

労働組はSDSグループが別の自動車学校を買収した際、従業員が解雇を訴えられたと主張。従業員約百五十人の雇用条件は引き継がれる契約だが、労組は「譲渡後に引き下げられる恐れもある」と不安視し、県公安委員会に指定教習所の認可を与えないよう働きかけるなど、抗議活動も続けている構えだ。【安藤孝憲】

全国一般長野地方労働組合
執行委員長 山崎 広 殿

全国一般長野地方労働組合
アルピコ自動車学校分会
執行委員長 久保田 貴文 殿

事前協議申入書

東洋観光事業株式会社
代表取締役社長 三澤 洋



当社は、本年7月を目途に、当社の自動車学校事業について会社の分割を行うことを計画しており、この度従業員の皆様のご理解とご協力を得るため、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）第7条に基づき、貴組合に対して、下記のとおり、協議の申入れをします。

記

- 協議事項
- 1 会社分割をする背景及び理由
 - 2 会社分割を行った場合に新設会社が負担すべき債務の履行の見込みについて
 - 3 それぞれの従業員が会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」という。）第2条第1項第1号に掲げる労働者に該当するか否かの判断基準
 - 4 労働契約承継法第6条の労働協約の承継に関する事項
 - 5 会社分割に当たり、分割会社又は新設会社と貴組合又は労働者との間に生じた労働関係上の問題を解決するための手続

日 時 平成24年4月10日午後2時から
継続日時についてはご相談させていただきます。

場 所 アルピコ自動車学校中央校（長野県塩尻市広丘吉田352-1）

出席者 労使とも15名以内（組合員の傍聴については施設管理上支障ない限り可）

以上

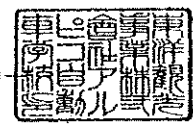
平成24年4月26日

ご連絡

全国一般長野地方労働組合
執行委員長 山崎 広 殿

同アルピコ自動車学校分会
執行委員長 久保田 貴文 殿

東洋観光事業株式会社
代表取締役社長 三澤 洋



当社は、当社の自動車学校事業及びアルピコグリーン中津川の事業について、本年7月上旬の日を効力発生日として新設会社に分割承継させる分割計画を作成し、来る本年5月1日付で、かねてから貴組合との団体交渉の席上ご説明していた企業グループとの間で、前記計画により当社が前記効力発生日に新設する会社の株式の全部を譲渡する契約（株式譲渡契約）を締結する運びとなりましたのでここに報告いたします。

なお、本年4月10日から開始した会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）第7条に基づく貴組合との協議については、貴組合員の皆様の理解と協力を得るべく引き続き開催させていただきたいと存じます。

以上